2026年11月６日

各　　位

会　社　名　　株式会社高知銀行
代表者名　　取締役頭取　河合祐子
（コード番号：8416　東証スタンダード市場）
問合せ先　　執行役員経営統括部長　森本恒司
（電話番号　088-822-9311）

債権の取立不能または取立遅延のおそれに関するお知らせ

当行の取引先である株式会社ＳＡＫＡＳＨＯＵが、2026年11月４日付で破産手続開始申立の準備に入った旨の通知を2026年11月６日に受領したことに伴い、下記のとおり同社に対する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じましたのでお知らせいたします。

記

１．当該取引先の概要

(1)　名　　称　株式会社ＳＡＫＡＳＨＯＵ
(2)　所　在　地　愛媛県宇和島市和霊元町二丁目２番10号
(3)　代表者の氏名　坂本　誠
(4)　資　本　金　10百万円
(5)　事業の内容　不動産業

２．当該取引先に生じた事実及びその事実が生じた年月日

2026年11月４日　破産手続開始申立の準備

３．当該取引先に対する債権の種類及び金額（2026年11月６日現在）

貸出金　237百万円［ 2026年３月期連結純資産に対する割合0.4％ ］

４．当該事実が当行の業績に及ぼす影響

上記債権のうち、担保で保全されていない部分（172百万円）については、2027年３月期第３四半期において全額引当処理を行います。なお、今後の業績予想につきましては、現在精査中であり、前回の業績予想から修正の必要が生じた場合は、速やかに公表いたします。

以　上